

令和6年度福島県コミュニティフリッジ開設支援事業補助金 募集要項

1 趣旨

県は、経済的に困窮している子育て世帯（生活保護を受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある子育て世帯）の支援を目的として、県内でコミュニティフリッジの新規開設を行う法人又は団体（以下「団体等」という。）に対し、福島県コミュニティフリッジ開設支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金を交付します。

2 補助対象となる事業の要件

事業の要件等については、福島県コミュニティフリッジ開設支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）をご確認ください。

3 事業実施期間

交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

なお、既に開始している事業についても、本補助金に応募することは差し支えありませんが、交付決定の日以降に発生した経費が補助対象経費となります。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

報酬、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金を補助対象とします。

主な補助対象経費の例については、実施要領の別表をご確認ください。

(2) 留意事項

コミュニティフリッジの開設に直接必要な経費を対象とし、団体等の運営に係る経常的な経費は対象外とします。

5 補助率及び補助金額

(1) 補助率

10分の9以内

(2) 補助上限額

100万円

(3) 留意事項

ア 補助対象経費の合計額（收支予算書（別紙2）の支出額の合計）から補助事業に充当する収入額の一部（その他助成金（併用可能なものに限る））を除いた額に補助率を乗じて得た額を補助額とします。

イ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

6 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年5月30日(木曜日)から令和6年6月17日(月曜日)まで

※採択状況によっては、追加募集を行う場合があります。

追加募集の実施の有無については、県こども・青少年政策課のホームページでお知らせします。

(2) 応募書類

- ア 事業計画書（別紙1）
- イ 収支予算書（別紙2）
- ウ 団体等の概要書（別紙3）
- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別紙4）
- オ 誓約書（別紙5）
- カ 団体等の定款、規約又はそれに相当する文書の写し
- キ 団体等の直近の事業報告書及び収支決算書の写し
- ク 団体等の活動内容が分かる資料の写し
- ケ 法人又は団体名義の預金口座通帳の写し（表紙及び見開きページ）
- コ 応募書類チェックリスト

(3) 提出方法

下記応募先へ電子メール又は郵送により提出してください（ファクスや持参による提出は不可）。

【応募先】

福島県こども・青少年政策課（担当：佐竹）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎6階）

電子メール kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp

電話番号 024-521-7187

7 審査

(1) 採択事業の決定

提出された応募書類について、下記審査基準に基づき県が設置する審査委員会が審査を行い、募集終了の日から起算して3週間以内に採択の可否を判断し、応募者へ通知します。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は不採択となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 応募書類の内容が、交付要綱、実施要領及び募集要項の規定に適合しないもの。

イ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 審査基準

審査基準は次のとおりとします。全体の6割以上の評価点を得た事業の中から、点数の高い順に採択します。

ア 事業の効果

- ・事業実施により具体的な効果、成果が期待できるか

イ 事業の公益性

- ・利用者登録の条件は妥当であるか。
- ・想定している利用者の居住地域及び利用者数（世帯数）の設定は、妥当であるか

ウ 事業の実現性、経費積算の妥当性

- ・事業内容は、具体的かつ実現可能なものであるか
- ・関係する行政機関や支援団体等との連携が図られているか
- ・補助対象経費の積算は、事業内容に見合うものであるか

エ 補助事業終了後の継続性

- ・補助事業終了後も事業を継続することができるか

(3) 採択結果の公表

審査の結果、採択となった場合は、団体等の名称及び所在地（市町村名まで）を県のホームページ上で公表します。

8 補助事業の実施

(1) 補助事業として採択された場合は、交付要綱に基づき、県が指定する日までに交付申請書を提出していただきます。

後日、交付決定通知書を送付しますので、当該通知書が発出された日（交付決定日）から補助事業に着手することができます。

(2) 原則として、補助事業の完了後、実績報告書の内容や補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）を確認した上で、補助金を交付します。

ただし、事業の遂行上必要があると認められる場合は、事業の進捗状況に応じて、概算払により補助金を交付します。

9 その他

(1) 本補助金と国又は県の補助金とを併用することはできません。

(2) 採択された事業が、国内外から寄せられた寄附金をもとに造成された「福島県東日本大震災子ども支援基金」により実施されている旨を可能な限り、広報媒体（チラシやポスター、SNS、ホームページ等）に掲載してください。